様式を次のように改める。

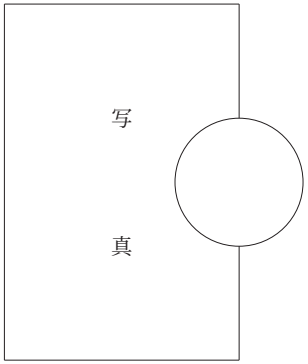
様式

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項の規定による

立　入　検　査　証



写

真

押出スタンプ

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日交付

年　月　日まで有効

文部科学大臣　　印

裏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（抜すい）

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第１項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項、第75条第５項、第75条の２第３項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。